

# 令和5年度 東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣 募集要項

## 1 趣旨

労働者の育児・介護や病気治療、ライフイベントと仕事の両立支援をはじめとした、職場における働き方の見直しやスキルアップ支援等に取り組む中小企業等に対し、専門家を派遣し、助言を行うことで、働きやすい職場環境づくりを推進することを目的とした事業です。

## 2 内容

職場の働き方の見直しに関するお悩みをお持ちの企業に東京都が専門家（社会保険労務士または中小企業診断士）を派遣し、助言を行います。

【1】派遣料：無料

【2】派遣回数：（1）の取組項目を実施する場合は最大5回、（2）の取組項目を実施する場合は最大5回

【3】派遣時間：1回につき原則2時間以内

【4】派遣期間：派遣を決定してから令和6年3月31日（日曜日）まで

【5】助言内容（取組項目）

（1）ア）育児と仕事の両立推進に関すること

イ) 介護と仕事の両立推進に関すること

ウ) 病気治療と仕事の両立推進に関すること

エ) 非正規労働者の雇用環境の改善に関すること

オ) 働き方・休み方の改善に関すること

カ) ハラスメントの防止対策推進に関すること

キ) その他雇用環境整備の推進に関すること

（2）スキルアップ・ライフプランニングの支援制度に関すること

（原則、育児等を行う社員が対象に含まれていること）

## 3 申請要件

申請を希望する企業（個人事業主を含む。）は、下記の要件を満たしている必要があります。

（1）都内で事業を営んでいること。

法人においては本店又は支店・営業所等（以下、「事務所」という。）が都内にあることとし、個人においては事業所地が都内であることとします。ただし、都内の本店又は事務所に営業実態がなく、東京都に対して法人都民税を申告納付していない場合を除きます。

（2）常時雇用する労働者の数が300人以下の企業、一般社団法人及び一般財団法人等であること。

常時雇用する労働者とは次の①から③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

- ③ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者  
または採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- 企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 の「公益法人等」に該当（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、または別表第 3 の「協同組合等」に該当するもの等を含みます。ただし、次の①から③のいずれかを満たすものは除きます。
- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
  - ② 特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
  - ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (5) 働きやすい職場環境づくり推進取組計画（以下「取組計画」という。）を策定し、取り組む予定があること。
- (6) 過去に当専門家派遣及び東京都新型コロナウィルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）（以下、「新型コロナ休業等支援専門家派遣」という。）を申請し、支援中止の決定を受け、辞退の理由に正当性が認められないと決定を受けている場合、支援中止の決定の日から 3 か月を経過し、かつその事由が解消されたと認められること。
- (7) 過去に当専門家派遣及び新型コロナ休業等支援専門家派遣を申請し、支援決定の取消しを受けている場合、支援決定の取消しの日から 3 か月を経過し、かつその事由が解消されたと認められること。

#### 【申請に係る注意事項】

- 令和 5 年度内に、企業等が東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等を利用したこと（または利用する予定）があり、奨励金等の事業の内容と、当専門家派遣の取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。
- 企業等及び企業等の代表者が、過去に同じ取組項目で当専門家派遣を利用したことがある場合は対象外とします。
- 企業等及び企業等の代表者は 1 回の申請により、複数の取組項目について取組計画を策定し、申請することができます。なお 1 回の申請にかかる派遣が終了した後、前回の申請と重複しない取組項目について、再度申請を行うことができます。
- 企業等及び企業等の代表者は、1 回の申請にかかる派遣が全て終了した後でなければ、新たに申請することができません。
- 企業等及び企業等の代表者は、新型コロナ休業等支援専門家派遣、新型コロナワクチン接種等雇用環境整備支援事業及び魅力ある職場づくり推進奨励金に係る専門家派遣（以下、「新型コロナ休業等支援専門家派遣」「新型コロナワクチン接種等支援専門家派遣」「魅力ある職場づくり専門家派遣」という。）と当専門家派遣を同時に利用することができません。（当専門家派遣への申請に係る派遣が終了した後でなければ、新型コロナ休業等支援専門家派遣、新型コロナワクチン接種等支援専門家派遣及び魅力ある職場づくり専門家派遣を新たに申請することができません。また、新型コロナ休業等支援事業専門家派遣、新型コロナワクチン接

種等支援専門家派遣及び魅力ある職場づくり専門家派遣の申請に係る派遣が終了した後でなければ、当専門家派遣を新たに申請することができません。)

- 「新型コロナ休業等支援専門家派遣」「新型コロナワクチン接種等支援専門家派遣」「魅力ある職場づくり専門家派遣」を同時に利用していないか確認することがあります。

## 4 専門家派遣の流れ

申込み	職場事前訪問	派遣の決定	専門家の派遣	派遣の終了
<ul style="list-style-type: none"><li>・本社所在地（または都内事業所）を管轄する東京都労働相談情報センター・各事務所へ、必要書類をオンライン申請または郵送でご提出ください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・東京都の職員が、課題等についてヒアリングを行います。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門家の派遣を決定し、通知いたします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門家が企業に伺い、助言を行います。</li><li>・オンラインによる助言も可能です。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・取組結果を報告してください。</li></ul>

### 【派遣に係る注意事項】

- 事前訪問から専門家派遣までは、おおむね 1 か月程度かかります。申請状況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。
- 職場事前訪問によるヒアリング等で申請の取組内容等を確認し、専門家派遣の可否について決定し、通知いたします。職場事前訪問の結果によっては、派遣の決定をしないことがありますのでご了承ください。
- 顧問や交流のある社会保険労務士または中小企業診断士を指名することも可能です。ただし、東京都社会保険労務士会または一般社団法人東京都中小企業診断士協会の会員である方に限ります。専門家を指名する場合、申請前に、直接申請企業が指名する専門家の内諾をお取りください。  
なお、顧問契約業務に本事業で取り組む内容が含まれている場合、顧問の専門家を指名することはできませんのでご注意ください。
- 就業規則の見直しや作成に取り組まれる場合、専門家は作成に向けた相談助言を行いますが、就業規則そのものの作成自体は、助言を受けて、各企業で行っていただきます。専門家に一任はできませんのでご注意ください。
- 助成金・奨励金等の申請等に関わる助言はできません。
- オンラインでの助言にも対応しています。（対応できない場合もありますので、ご了承ください。）
- 就業規則等規程を改正、作成した場合は、専門家を通じて成果物としての提出をお願いします。
- 専門家派遣がすべて終了した後、1 か月以内に提出してください。  
(終了が令和 6 年 3 月の場合は令和 6 年 4 月 10 日が締め切りとなります。)

## 5 申請方法

### (1) 申請受付期間

令和 5 年 4 月 3 日（月曜日）から令和 6 年 1 月 31 日（水曜日）まで（消印有効）

※ 上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

## (2) オンライン申請

「東京共同電子申請・届出サービス」から申請いただけます。

事前に「東京共同電子申請・届け出サービス」にて申請者 ID の登録を行う必要があります。

※ 東京共同電子申請・届出サービスへのご案内

申請方法等の詳細は「TOKYO はたらくネット」をご確認ください。

(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/>)



## (3) 郵送による申請

下記(4)の書類を、企業等の本社所在地（または都内事業所）を管轄する東京都労働相談情報センターまで、郵送ご提出ください。

## (4) 申請書類

- ① 申請書（様式第1号） .....原本1部
- ② 取組計画（様式第1号の2） .....原本1部
- ③ 顧問契約書【顧問の社会保険労務士または中小企業診断士を指名する場合のみ】  
.....写し1部

※ 様式の入手方法

「TOKYO はたらくネット」よりダウンロードしてください。

(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/>)



(郵送・お問い合わせ先)

事務所	住所	電話番号	管轄地域
労働相談情報センター (飯田橋)	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 5階	03 (5211) 2248	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、 中野区、杉並区、島しょ
大崎	〒141-0032 品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー -2階	03 (3495) 4872	港区、品川区、目黒区、大田区、世田 谷区
池袋	〒170-0013 豊島区東池袋 4-23-9	03 (5954) 6505	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋 区、練馬区
亀戸	〒136-0071 江東区亀戸 2-19-1 カメリアプラザ 7階	03 (3682) 6321	台東区、墨田区、江東区、足立区、 葛飾区、江戸川区

多 摩	〒190-0023 立川市柴崎町 3-9-2 6 階	042 (595) 8790	多摩地域の市町村全域 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡
-----	-------------------------------	----------------	---

## 6 その他

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令を遵守します。

なお、一度提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。